

## 会計制度の見直しへの対応について

## I 見直しの背景

- 1 企業会計基準の見直しの進展（企業会計との整合）
- 2 地方独法の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進（地方独法会計との整合等）
- 3 「地域主権」の確立に向けた改革の推進（法令による義務付けの廃止）
- 4 公営企業の抜本改革の推進（経営状況等をよりの確に把握）

## II 見直しに当たっての基本的考え方

- 1 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする
- 2 地方公営企業の特徴等を適切に勘案すべきこと（一般会計負担金等の存在）
- 3 「地域主権」の確立に沿ったものとする

## III 地方公営企業会計基準の主な見直し項目（平成26年度から適用）

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産
- 5 減損会計

## 1 借入資本金

## ○ 現行

- ・ 建設改良に充てた企業債及び長期借入金は、借入資本金として資本に計上。

## ○ 改正内容

- ・ **借入資本金を負債に計上**。（うち1年以内償還額は流動負債に分類。）

## ○ 対応の方向（平成23年度決算での試算）

- ・ 資本金に計上している企業債 140,079 百万円及び長期借入金 10,000 百万円を負債計上（翌年度償還企業債12,532百万円は流動負債に計上）

【H23年度貸借対照表】

（単位：百万円）

借方		貸方		改正後貸方	
		固定負債	2,615	←退職手当債	
		流動負債	8,800		
固定資産	197,258	資本金	177,398		
		（企業債	140,079	←建設改良債	
		長期借入金	10,000		
		自己資本金	27,319		
		固定負債	140,162		
		（退職手当債	1,563		
		建設改良債	128,599		
		長期借入金	10,000		
		流動負債	21,332		退職手当債 1,052
					建設改良債 11,480
					未払金等 8,800
		資本金	27,319		
流動資産	19,228	剰余金	37,306		
繰延勘定	9,633				
資産合計	226,119	負債	11,415 (5.0%)	負債	161,494 (71.4%)
		資本	214,704 (95.0%)	資本	64,625 (28.6%)

## 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

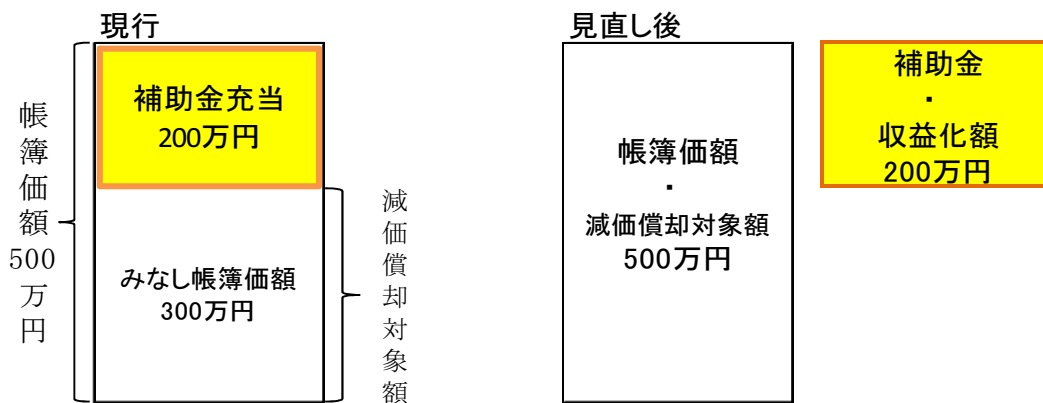
### ○ 現行

- ・ 補助金、負担金等(資本剰余金)をもって取得した固定資産について、当該資本剰余金の金額を控除した額を帳簿価額とみなして減価償却額を算出できる。(みなし償却)
- ・ 当該固定資産を除却する際は、減価償却を行わなかった金額について、資本剰余金を取崩すことにより損失を補てんする。

### ○ 改正内容

- ① 任意適用が認められている「**みなし償却制度**」は廃止。
- ② 償却資産の取得に伴い交付されるに補助金等(現行、資本剰余金)については負債(長期前受金)に計上したうえで、減価償却に合わせて順次収益化。  
なお、既取得資産については、みなし償却を継続し、資本剰余金はそのまま資本に計上できる経過措置が設けられている。

例: 500万円の医療器械の購入に、200万円補助金が交付された場合



※耐用年数5年、全額償却とした場合の試算

現行:  $(500\text{万円} - 200\text{万円}) \div 5\text{年} = 60\text{万円}$  (1年あたり費用)

改正後:  $500\text{万円} \div 5\text{年} = 100\text{万円}$  (費用)

$200\text{万円} \div 5\text{年} = 40\text{万円}$  (収益)

費用100万円 - 収益40万円 = 60万円 (1年あたり収支差)

### ○ 対応

- ① 平成26年度以降に取得する資産から、見直し後の会計処理を適用。
- ② 既存の資産については、平成24年10月に資本剰余金の処分に係る条例を制定(※)し、**経過措置により、みなし償却を継続**することとした。

※ 会計制度の見直しに先行して行われた資本制度の見直しにより、平成24年度から、条例の制定又は議会の議決を経て、利益剰余金及び資本剰余金を処分できるとされた。

### 3 引当金

#### ○ 現行

- ・ 地方公営企業会計においては、退職給与引当金と修繕引当金があるが、計上は努力義務

#### ○ 見直し

- ① **退職給付引当金の計上を義務化。**
- ② 計上不足額については、**適用時点(H26)での一括計上を原則。**ただし、**経営状況に応じ、最長15年間での分割計上を可とする。**
- ③ 他の引当金についても、引当要件を踏まえ、計上するものとする。

#### ○ 対応の方向

基本的には、見直しの方向に従い、必要な引当金を計上していく。

##### ① 退職給付引当金

- ・ **引当所要額は275億円余**が見込まれる。(本年度における試算)
- ・ 制度移行時に一括計上(特別損失)した場合、累積欠損金は480億円まで増大。
- ・ **15年度分割計上した場合、毎年度18億円余**の費用(経常費用)が発生し続けることとなり、その間、単年度収支での黒字計上は困難となる。
- ・ いずれを選択するかは、次期経営計画の策定と併せて引き続き検討する。

##### ② その他の引当金

ア **賞与引当金**(翌年度6月支給期末勤勉手当の当年度勤務分:21億円余)

イ **貸倒引当金**(未収金の償却見込み額:5千万円余)

ウ **修繕引当金**(年度内に発生し、翌年度執行される修繕分)

**※退職給付、賞与及び貸倒引当金を全て計上後の累積欠損金は502億円余。**

### 4 繰延資産

#### ○ 現行

- ・ 当年度の支出効果が次年度以降に及ぶものについて計上(科目:繰延勘定)
- ・ 現行では、開発費(5年償却)・退職給与金(5年償却)・資本的支出に係る控除対象外消費税(20年償却)

#### ○ 見直し

- ① **新たな繰延資産への計上を認めない。**
- ② 控除対象外消費税は、長期前払消費税として固定資産(投資)に計上する。(20年償却)
- ③ 現在繰延勘定に計上している項目については、その償却を終えるまで計上を可能とする。

#### ○ 対応の方向

- ① 控除対象外消費税は、固定資産に計上し、これまで同様20年で償却する。
- ② 退職給与金は、引当金で対応する。
- ③ 開発費は建設改良費で執行し、成果品を固定資産(ソフトウェア又は備品)として計上する。(5年償却)

## 5 減損会計

### ○ 現行

- ・ 固定資産の帳簿原価は取得に要した価額又は出資した金額とする。
- ・ 固定資産の売却時は、売却額との差額を利益または損失として計上。

### ○ 見直し

- ・ 地方公営企業に、公営企業型地方独法と同様の**減損会計を導入**する。  
(固定資産の帳簿価額が実際の収益性に比べ過大となっている場合、適正な金額まで減額)

### ○ 対応の方向

- ① 時価評価額が著しく下落している未利用公舎用地の評価損を計上。
- ② 評価方法や適用方法については、引き続き検討。

## ※会計基準見直しによる貸借対照表の変化

H23年度B/S		見直し後B/S		(単位:百万円)	
		負債	11,415		
		(資本金	177,398)		
固定資産	197,258	資本	214,704	固定資産	200,479
		(流動負債	23,472)	負債	191,153
		(資本金	27,319)		
流動資産	19,228	資本	34,915	流動資産	19,177
		(剰余金	7,596)	繰延勘定	6,412
繰延勘定	9,633	(剰余金	37,306)	繰延勘定	6,412
資産計	226,119	負債資本計	226,119	資産計	226,068
		負債資本計	226,068	負債資本計	226,068

資本剰余金 57,811  
利益剰余金 Δ50,215

※ 見直しによる変化のうち、貸倒引当金 51 百万円が流動資産と利益剰余金を減額させるため、貸借それぞれの計が減少する。